資料２

事故等発生時の対応・報告について

１　事故等発生時における対応について

事故等発生時における対応については、八戸市指定基準等において、次のとおり規定されています。

○　事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

○　事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

○　事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

【根拠法令】

・　八戸市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第 41 条、八戸市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第 59 条、八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第 53 条　ほか

２　八戸市への事故等発生の報告について

当市への報告は、「八戸市社会福祉施設等における事故等発生時の報告取扱要綱」により取り扱うこととしています。

【八戸市社会福祉施設等における事故等発生時の報告取扱要綱の概要】

(1) 対象となる施設等

○　障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所（児童発達支援センターを含む。）、一般相談支援事業所、特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所、地域活動支援センター、福祉ホーム

※　障害児入所施設については、青森県の所管のため「東青地域県民局地域健康福祉部福祉総室監査指導課」への報告が必要となります。

※　児童発達支援センターについては、社会福祉施設に係る認可が青森県の所管のため「八戸市」及び「東青地域県民局地域健康福祉部福祉総室監査指導課」両方への報告が必要になります。

(2) 報告すべき事故等の範囲

○　サービスの提供時による、利用者のけが又は死亡事故

・「サービスの提供時による」とは、送迎・通院等の間の事故、訪問系サービス（ホームヘルプ等）提供中の利用者宅での事故も含みます。

・「けが」とは、転倒・転落に伴う骨折及び出血、火傷、誤嚥、誤薬等で医療機関において治療又は入院をしたもの。

○　感染症、食中毒の発生又はそれらが疑われる事例

※新型コロナウイルス感染症に関する報告は、下記参照。

○　利用者の無断外出又は行方不明

○　職員又は従業員の法令違反、不祥事等

○　火災、地震、風水害及びその他これらに類する災害による被害

○　その他、サービスの提供において利用者の処遇に著しい影響を与えるなど、報告が必要と認められる事故等

■新型コロナウイルス感染症に係る報告■

１．報告対象

職員又は利用者が、感染又は濃厚接触者又は検査対象となった場合

２．報告の流れ

(1) 上記事象発生時は、速やかに障がい福祉課へ電話で報告（休日・夜間の場合は翌開庁日）

◎報告内容：発生日時、感染等の有無、事業所の対応状況（継続･閉鎖）

(2) 上記報告内容に変更があった場合は、その都度電話にて報告

例）感染者数が増えた、事業所を再開した等

(3) 感染者等の療養期間終了等（サービス利用開始等）及び事業所が再開したら事故報告書（所定様式）を提出

※報告対象であるか、報告すべき内容か判断しかねる場合は、まずは障がい福祉課へご連絡ください。

※今後の感染状況によっては、報告内容等が変更になる場合があります。

(3) 報告の手順

・　事故等が発生した場合は、速やかに利用者の家族に連絡するとともに、市担当課へ電話で報告後、事故報告書を提出してください。

・　次の事故等が発生した場合は、休庁日や開庁時間外であっても速やかに市へ電話で報告後、事故報告書（所定様式）を提出してください。

○　サービスの提供時による利用者の死亡事故

○　感染症

・　同一の感染症の患者又はそれらが疑われる死亡者、重篤患者（医療機関への入院）が１週間以内に２名以上発生した場合

・　同一の感染症の患者又はそれらが疑われる者が 10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

・　特に施設等の長が報告を必要と認めた場合

○　食中毒

○　利用者の行方不明

・　行方不明となったその当日中に発見できなかった場合

・　警察に捜索願を届け出た場合

○　火災（消防機関に出動を要請した場合）

○　その他報道された事案（今後報道される可能性のある事案を含む。）

・利用者に対する虐待、法令遵守違反など

(4) 報告先

担当課	連絡先	
	開庁日（8:15～17:00）	休庁日・開庁時間外
障がい福祉課 （市庁別館２階）	0178-43-9343	0178-43-2111
【感染症】保健予防課 （総合保健センター３階）	0178-38-0716	0178-43-2111
【食中毒】衛生課 （総合保健センター３階）	0178-38-0720	080-9012-9538 又は 0178-38-0700

※　感染症、食中毒が発生した場合又はそれらが疑われる事例が発生した場合は、八戸市保健所（保健予防課、衛生課）及び障がい福祉課に報告してください。

３　留意事項

○　事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくとともに、対応方法について職員間で情報共有することが大切です。

○　賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが大切です。

○　事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる必要があります。

　なお、「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取組み指針」が示されているので、参考にしてください。

・厚生労働省ホームページアドレス

http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syakai_141282.html

４　その他

○　詳細は、市ホームページに掲載している「八戸市社会福祉施設等における事故等発生時の報告取扱要綱」をご確認ください。

・市ホームページアドレス

https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/shogaifukushika/fukushi_kaigo/1/2917.html

５　最後に

○　休庁日や開庁時間外に連絡する場合は、報告すべき案件かどうか、資料の内容を今一度確認してからご連絡願います。

※報告対象外の案件であっても、休庁日や開庁時間外に連絡してくるケースが、今年度数件ありました。